

平成28年第2回宇都宮市公平委員会

日 時 平成28年5月26日(木) 午前11時30分
場 所 宇都宮市役所7階 7A会議室

平成28年第2回宇都宮市公平委員会次第

5月26日(木) 午前11時30分
宇都宮市役所7階 7A会議室

- 1 開 会
- 2 議事録署名委員の指定
- 3 議事日程の説明
- 4 議 事
 - 日程第1 議案第6号 不利益処分についての審査請求に関する規則の一部改正
 - 日程第2 議案第7号 宇都宮市教職員協議会の登録事項の変更について
- 5 その他
- 6 閉 会

議案第6号

不利益処分についての審査請求に関する規則の一部改正

不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成28年5月26日提出

委員長 白井裕己

不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則

不利益処分についての審査請求に関する規則（昭和27年公平委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「（定義）」に改め、同条第1項を次のように改める。

この規則において「請求者」とは、処分を受けてその処分について審査請求をする者をいう。

第2条第2項本文を次のように改める。

この規則において「処分者」とは、処分を行つた者をいう。

第2条に次の1項を加える。

3 この規則において「当事者」とは、請求者及び処分者をいう。

第3条第2項中「円滑迅速」を「円滑かつ迅速」に改める。

第5条第2項各号列記以外の部分中「審査請求人」を「請求者」に改め、同項第1号及び第2号中「処分を受けた者」を「請求者」に改め、同項第3号中「処分を行つた者」を「処分者」に改め、同項第8号中「規定する」の右に「処分の事由を記載した」を加え、「年月日。ただし、」を「年月日（」に、「経緯」を「経緯）」に改め、同条第3項中「交付されなかった」を「交付されなかつた」に改め、同条第4項中「審査請求人」を「請求者」に、「そのつど」を「その都度」に改める。

第6条の見出し中「及び」を「又は」に改め、同条第1項中「審査請求書が提出されたときは、公平委員会は」を「公平委員会は、審査請求書が提出されたときは、」に、「審査請求人」を「請求者」に、「審査の請求」を「審査請求」に改め、同条第2項中「前項」を「公平委員会は、前項」に、「結果審査請求書」を「結果、審査請求書」に、「公

公平委員会は相当」を「相当」に、「審査請求人」を「請求者」に改め、同条第3項中「審査請求人」を「公平委員会は、請求者」に、「公平委員会は審査請求」を「審査請求」に改め、同条第4項中「審査請求人」を「請求者」に改める。

第3章中第7条の前に次の1条を加える。

(審理の計画的進行)

第6条の2 当事者及び代理人並びに公平委員会は、円滑かつ迅速で公正な審理の実現のため、審理において、相互に協力するとともに、審理の計画的な進行を図らなければならない。

第7条の2第1項中「審査請求人」を「請求者（以下この条において「併合に係る請求者」という。）」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「審査請求人」を「併合に係る請求者」に改める。

第8条第1項中「書面審査」を「書面審理」に、「審査請求人」を「請求者」に改め、同条第2項中「審査請求人」を「請求者」に改め、同条第10項中「かえて」を「代えて」に改める。

第9条第1項中「そのつど」を「その都度」に、「当事者に」を「指定し、かつ、当事者にこれらを」に改め、同条第3項ただし書中「提出できなかった」を「提出できなかつた」に改め、同条第5項中「その指揮に従わない者の発言を禁止し」を「発言がその事案に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合にはこれを制限し」に改め、同条中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、同条第6項中「出席しなかつた」を「出席しなかつた」に、「争わなかつた」を「争わなかつた」に改め、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 公平委員会は、事案の性質、証人の心身の状態、証人と当事者又は代理人との関係その他の事情により、証人が当事者、代理人又は傍聴人の面前で陳述するときは圧迫を受け精神の平穏を著しく害されるおそれがあると認める場合であつて、相当と認めるときは、当事者、代理人又は傍聴人との間で、相互に相手の状態を認識することができないようにするための措置をとることができる。この場合、当事者及び証人の意見を聴くものとする。

第9条の2第3項中、「つど」を「都度」に改める。

第9条の3第2項中「方法によって」を「方法によつて」に改め、同条第3項中「送付があつた」を「送付があつた」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(審理の終了)

第9条の4 公平委員会は、必要な審理を終えたと認めるときは、審理を終了するものとする。

2 前項に定めるもののほか、公平委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、審理を終了することができる。

(1) 請求者から第8条第2項又は第9条第2項に規定する反論書がこれらの規定の相当の期間内に提出されない場合において、公平委員会が更に一定の期間を定めてこれらの書面の提出を求めたにもかかわらず、当該提出期間内に提出されなかつたとき。

(2) 請求者及びその代理人が共に口頭審理の期日に正当な理由がなくて出席しないとき。

3 公平委員会は、前2項の規定に基づき審理を終了したときは、速やかに、当事者にその旨を通知するものとする。

第10条の見出し中「取下」を「取下げ」に改め、同条第1項中「審査請求人」を「請求者」に改め、同条第2項及び第3項中「取り下げ」を「取下げ」に改め、同条に次の1項を加える。

4 公平委員会は、受理した審査請求が取り下げられたときは、処分者にその旨を通知するものとする。

第11条の見出し中「打切」を「打切り」に改め、同条中「審査請求人」を「請求者」に、「所在不明等に因り」を「所在不明等により」に、「取消」を「取消し」に、「修正等に因り」を「修正等により」に、「打切り」を「打ち切り」に改める。

第12条第3項中「送達しなければ」を「送達しなければ」に改める。

第13条中「審査請求人」を「請求者」に改める。

第14条第1項第2号中「新たな」を「新たな、」に改める。

第15条の見出し中「及び」を「又は」に改める。

第18条第1項中「基いて」を「基づいて」に、「かえて」を「代えて」に改める。

第19条各号列記以外の部分中「及び再審の」を「(再審の場合における審査を含む。)に要した」に改め、同条第1号中「第8条第6項(第9条第8号で準用する場合を含む。)の規定により、当事者が申出をしたもの以外の者で、」,「宿泊料、」及び「及び日当」を削り、同条第2号中「行った証拠調べ」を「行った証拠調べ」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の不利益処分についての審査請求に関する規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされた地方公務員法（昭和25年法律第261号）第49条の2第1項の規定による審査請求について適用し、施行日前にされた同項の規定による審査請求については、なお従前の例による。

議案第7号

宇都宮市教職員協議会の登録事項の変更について
宇都宮市教職員協議会の登録事項を届出どおり変更する。

平成28年5月26日提出

委員長 白 井 裕 己

職員団体登録事項変更届 別紙のとおり

登録事項の変更届

平成28年 5月9日

宇都宮市公平委員会 様

宇都宮市教職員協議会

会長 数又 正史



職員団体の登録に関する条例第4条第1項の規定に基づき、次のとおり登録事項の変更を届け出ます。

1. 変更事項 別紙(1)のとおり
2. 変更の事由
 - (1) 役員の変更 規約第20, 21条に基づく役員の変更
3. 変更の事由が生じた日

平成28年5月2日

(別紙1)

平成28年度

宇都宮市教職員協議会 本部役員名簿

(○印は新役員)

役職名	氏名	職名	所属校	勤務校所在地	電話
会長	数又 正史	教諭	富屋小	徳次郎町66-1	665-0009
副会長	木下 知之	教諭	雀宮中央小	雀の宮3丁目10-13	653-0005
副会長	川俣 貢裕	教諭	晃陽中	徳次郎町1964	665-0042
副会長	福田 貴子	養護教諭	姿川中	西川田町1038	658-2203
副会長	川田 高弘	教諭	姿川中央小	下砥上町121	658-2930
事務局長	相澤 恵美子	事務長	姿川第二小	砥上町52	648-3429
事務局次長	石渡 陽子	主任	岡本西小	中岡本町3709-2	673-2015
事務局次長	田島 真由美	栄養教諭	宝木小	駒生町3364-29	624-0317
○事務局次長	松尾 正輝	教諭	石井小	石井町1213	661-3003
○事務局次長	時本泰地	教諭	国本中	新里町丁1608-19	665-1146
監事	荻原 智子	主査	五代小	五代2丁目22-33	653-8531
○監事	高橋 浩史	教諭	城山中央小	大谷町1402	652-0036
監事	関根 うつ子	養護教諭	豊郷中央小	関堀町337	624-8202

平成28年度 宇都宮市教職員協議会 学校理事名簿

(○印は新理事)

氏名	所属校	職名	勤務校所在地	電話
○ 栗 和敏	中央小	教諭	宇都宮市中央本町1-29	635-3043
○ 大野 歩	東 小	教諭	宇都宮市東塙田1-6-14	622-2282
○ 渡部 恭平	西 小	教諭	宇都宮市西1-2-13	634-6129
○ 吉田 真美	築瀬小	教諭	宇都宮市南大通り2-6-6	633-0363
○ 鈴木 義彬	西原小	教諭	宇都宮市西原2-5-42	634-4401
○ 手塚 栄介	戸祭小	教諭	宇都宮市戸祭1-10-25	622-6244
○ 平石 早紀	今泉小	教諭	宇都宮市元今泉1-7-29	635-1725
○ 高橋 郁美	昭和小	教諭	宇都宮市戸祭元町1-15	622-3868
○ 富岡 美由希	陽南小	教諭	宇都宮市大和1-10-15	658-1280
○ 印南 明日香	桜 小	教諭	宇都宮市桜3-2-22	634-4481
○ 谷中 花衣	錦 小	教諭	宇都宮市錦2-7-15	621-0444
○ 山崎 麻衣	細谷小	教諭	宇都宮市細谷1-4-38	624-6023
○ 鈴木 康子	峰 小	教諭	宇都宮市峰3-20-17	633-3973
○ 大山 雄也	富士見小	教諭	宇都宮市鶴田町2708-3	633-4549
○ 佐々木 侑子	泉が丘小	教諭	宇都宮市泉が丘7-12-14	661-2255
○ 柳田 奈々美	石井小	教諭	宇都宮市石井町1213	661-3003
○ 森 啓	緑が丘小	教諭	宇都宮市緑3-3-12	658-2600
○ 塩澤 智子	宮の原小	教諭	宇都宮市宮原4-1-14	633-1505
○ 田野實 怜子	御幸小	教諭	宇都宮市御幸本町4638-1	662-3268
○ 大久保 可奈子	明保小	教諭	宇都宮市下荒針町3456-2	648-2200
○ 大輪 千恵美	宝木小	教諭	宇都宮市駒生町3364-29	624-0317
○ 中村 智治	城東小	教諭	宇都宮市築瀬町360	635-9534
○ 山本 輝子	平石中央小	教諭	宇都宮市下平出町479	661-0309
○ 須田 洋一	平石北小	教諭	宇都宮市平出町1804	661-0647
○ 内村 陽子	清原中央小	教諭	宇都宮市道場宿町848	667-0106
○ 岩崎 みなみ	清原南小	教諭	宇都宮市上籠谷町1401	667-0516
○ 檜原 正行	清原北小	主事	宇都宮市板戸町1765	667-0780
○ 加藤 陽子	清原東小	教諭	宇都宮市氷室町1713-1	667-0515
○ 小宅 稔也	横川中央小	教諭	宇都宮市屋板町1072	656-1141
○ 高橋 由佳	横川東小	教諭	宇都宮市下栗町963	656-1031
○ 中村 有貴	横川西小	教諭	宇都宮市上横田町850	658-2679
○ 小林 弘子	瑞穂野北小	教諭	宇都宮市下桑島町465	656-1587
○ 松本 典子	瑞穂野南小	教諭	宇都宮市西刑部町444	656-1589
○ 佐々木 梢	豊郷中央小	教諭	宇都宮市関堀町337	624-8202
○ 手塚 禎幸	豊郷南小	教諭	宇都宮市竹林町532	621-0443
○ 鈴木 一世	豊郷北小	教諭	宇都宮市横山町411-3	665-0205
○ 諸橋 貴史	国本中央小	教諭	宇都宮市宝木本町1864-1	665-0900
○ 藤井 創太郎	国本西小	教諭	宇都宮市新里町丁292	652-1186
○ 阿部 悠子	城山中央小	教諭	宇都宮市大谷町1402	652-0036
○ 菅谷 智恵	城山西小	教諭	宇都宮市古賀志町583	652-0800
○ 鈴木 裕子	城山東小	養護教諭	宇都宮市駒生町2360	652-0700
○ 高柳 英明	富屋小	主事	宇都宮市徳次郎町66-1	665-0009
○ 篠崎 行雄	篠井小	教諭	宇都宮市下小池町569-37	669-2102
○ 芦沢 和彦	姿川中央小	教諭	宇都宮市下砥上町121	658-2397
○ 菊池 徹也	姿川第一小	教諭	宇都宮市西川田本町3-11-15	658-0419
○ 佐藤 洋美	姿川第二小	教諭	宇都宮市砥上町52	648-3429
○ 大金 悦里	雀宮中央小	教諭	宇都宮市雀の宮3-10-13	653-0005
○ 磯野 高宏	雀宮東小	教諭	宇都宮市下反町町256-1	653-0059
○ 佐藤 圭一	雀宮南小	教諭	宇都宮市南町3-3	654-0049

(○印は新理事)

氏名	所属校	職名	勤務校所在地	電話
○ 所 泰之	陽東小	教諭	宇都宮市陽東2-16-36	661-2100
○ 高杉 佳子	御幸が原小	教諭	宇都宮市御幸が原町53-2	663-0358
○ 及川 貴也	五代小	教諭	宇都宮市五代2-22-33	653-8531
○ 渡邊 裕也	陽光小	教諭	宇都宮市緑5-3-16	658-8650
○ 阿久津 敏克	瑞穂台小	教諭	宇都宮市瑞穂1-22	656-4645
○ 大沢 明菜	晃宝小	教諭	宇都宮市宝木本町1263-1	665-5295
○ 降旗 杏子	新田小	教諭	宇都宮市針ヶ谷1-18-21	653-5288
○ 黒田 恵	海道小	養護教諭	宇都宮市海道町35-1	661-6620
○ 八木沢 恵美	西が岡小	教諭	宇都宮市宝木町2-1075-12	624-1081
○ 石川 彩	上戸祭小	教諭	宇都宮市上戸祭町271-1	624-6615
○ 高橋 康二	上河内東小	教諭	宇都宮市下小倉町1302	674-2106
○ 平山 美穂子	上河内西小	養護教諭	宇都宮市関白町471	674-2011
○ 阿久津 宏一	上河内中央小	教諭	宇都宮市中里町201-1	674-2018
○ 墨野倉 宏美	岡本小	教諭	宇都宮市岡本町2623	673-1831
○ 船津 豊人	白沢小	教諭	宇都宮市白沢町1643	673-1817
○ 朝野 直美	田原小	教諭	宇都宮市上田原町355	672-0200
○ 黒田 昭宏	岡本西小	教諭	宇都宮市中岡本町3709-2	673-2015
○ 茅嶋 秀明	岡本北小	教諭	宇都宮市中岡本町2481-1	673-5810
○ 村田 麻弥	田原西小	教諭	宇都宮市立伏町8-1	672-3170
○ 阿部 優貴	一条中	教諭	宇都宮市一条1-4-7	633-0401
○ 相田 康太	陽北中	教諭	宇都宮市今泉町47-2	621-8491
○ 黒河内 由依	旭中	教諭	宇都宮市天神1-1-42	634-9177
○ 植田 佳祐	陽南中	教諭	宇都宮市陽南2-4-58	658-1293
○ 鯨岡 詩織	陽西中	教諭	宇都宮市陽西町1-16	622-2328
○ 半田 綾香	星が丘中	教諭	宇都宮市星が丘2-3-31	622-6542
○ 野澤 美咲	陽東中	教諭	宇都宮市石井町2800-42	662-9105
○ 村井 理恵	泉が丘中	教諭	宇都宮市泉が丘4-11-40	661-2508
○ 石川 直人	宮の原中	教諭	宇都宮市鶴田町261	648-2226
○ 鳥居 友美	清原中	教諭	宇都宮市金当山町231	667-0101
○ 天海 賢一	横川中	教諭	宇都宮市屋板町143	656-2441
○ 安野 剛史	瑞穂野中	教諭	宇都宮市下桑島町1078	656-1586
○ 大橋 祐美	豊郷中	教諭	宇都宮市関堀町350	624-8201
○ 川俣 栄梨	国本中	教諭	宇都宮市新里町丁1608-19	665-1146
○ 鈴木 美穂	城山中	教諭	宇都宮市大谷町1423	652-0108
○ 鈴木 義則	晃陽中	教諭	宇都宮市徳次郎町1964	665-0042
○ 藤田 大輝	姿川中	教諭	宇都宮市西川田町1038	658-2203
○ 若林 幹夫	雀宮中	教諭	宇都宮市雀の宮7-28-16	653-0379
○ 成島 隆仁	鬼怒中	教諭	宇都宮市平出町3764-10	661-6337
○ 齋藤 裕輔	宝木中	教諭	宇都宮市細谷町604	621-3959
○ 松本 尚樹	若松原中	教諭	宇都宮市若松原3-19-27	655-0679
○ 大塚 晋ノ介	上河内中	教諭	宇都宮市中里町162	674-2108
○ 君島 信喜	古里中	教諭	宇都宮市中岡本町3130	673-1815
○ 入江 尚樹	田原中	教諭	宇都宮市下田原町1722	672-0008
○ 石川 千彦	河内中	教諭	宇都宮市中岡本町3743	673-3772

役員選出証明書

公示日	平成28年4月 5日	組合員総数	2,036	投票者数	1,800
投票日	平成28年4月15日	投票場所	会員の所属する各学校		
連合体で代議制 によった場合	有権者 の範囲	/	有権者 総数	/	投票者 総数

本団体の役員は構成員の全員が公平に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票により、投票者数の過半数で選出されたことを証明します。

平成28年4月27日

宇都宮市教職員協議会

選挙管理委員長

渡部 恭平



平成28年度 宇都宮市教職員協議会

本部役員選挙の結果

投票日 平成28年4月15日

会長立候補者(定員1名)

信任投票数	氏名	所属	職名
1,797	数又正史	富屋小	教諭

副会長立候補者(定員4名)

1,797	木下知之	雀宮中央小	教諭
1,797	川俣貢裕	晃陽中	教諭
1,797	福田貴子	姿川中	養護教諭
1,796	川田高弘	姿川中央小	教諭

事務局長立候補者(定員1名)

1,797	相澤恵美子	姿川第二小	事務長
-------	-------	-------	-----

事務局次長立候補者(定員4名)

1,797	石渡陽子	岡本西小	主任
1,796	田島真由美	宝木小	栄養教諭
1,797	松尾正輝	石井小	教諭
1,797	時本泰地	国本中	教諭

監事立候補者(定員3名)

1,797	荻原智子	五代小	主査
1,797	高橋浩史	城山中央小	教諭
1,797	関根うつ子	豊郷中央小	養護教諭

平成28年4月27日

上記の通り報告いたします。

宇都宮市教職員協議会選挙管理委員長 渡部 恭平



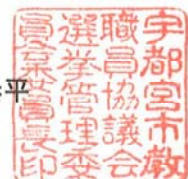
平成28年度
宇都宮市教職員協議会 学校理事選挙結果の報告

信任投票数	氏名	所属校	職名
1,800	雫 和敏	中央小	教諭
1,800	大野 歩	東 小	教諭
1,800	渡部 恭平	西 小	教諭
1,800	吉田 真美	築瀬小	教諭
1,800	鈴木 義彬	西原小	教諭
1,800	手塚 栄介	戸祭小	教諭
1,800	平石 早紀	今泉小	教諭
1,800	高橋 郁美	昭和小	教諭
1,800	富岡 美由希	陽南小	教諭
1,800	印南 明日香	桜 小	教諭
1,800	谷中 花衣	錦 小	教諭
1,800	山崎 麻衣	細谷小	教諭
1,800	鈴木 康子	峰 小	教諭
1,800	大山 雄也	富士見小	教諭
1,800	佐々木 侑子	泉が丘小	教諭
1,800	柳田 奈々美	石井小	教諭
1,800	森 啓	緑が丘小	教諭
1,800	塩澤 智子	宮の原小	教諭
1,800	田野實 怜子	御幸小	教諭
1,800	大久保 可奈子	明保小	教諭
1,800	大輪 千恵美	宝木小	教諭
1,800	中村 智治	城東小	教諭
1,800	山本 輝子	平石中央小	教諭
1,800	須田 洋一	平石北小	教諭
1,800	内村 陽子	清原中央小	教諭
1,800	岩崎 みなみ	清原南小	教諭
1,800	檜原 正行	清原北小	主事
1,800	加藤 陽子	清原東小	教諭
1,800	小宅 稔也	横川中央小	教諭
1,800	高橋 由佳	横川東小	教諭
1,800	中村 有貴	横川西小	教諭
1,800	小林 弘子	瑞穂野北小	教諭
1,800	松本 典子	瑞穂野南小	教諭
1,800	佐々木 梢	豊郷中央小	教諭
1,800	手塚 禎幸	豊郷南小	教諭
1,800	鈴木 一世	豊郷北小	教諭
1,800	諸橋 貴史	国本中央小	教諭
1,800	藤井 創太郎	国本西小	教諭
1,800	阿部 悠子	城山中央小	教諭
1,800	菅谷 智恵	城山西小	教諭
1,800	鈴木 裕子	城山東小	養護教諭
1,800	高柳 英明	富屋小	主事
1,800	篠崎 行雄	篠井小	教諭
1,800	芦沢 和彦	姿川中央小	教諭
1,800	菊池 徹也	姿川第一小	教諭
1,800	佐藤 洋美	姿川第二小	教諭
1,800	大金 悦里	雀宮中央小	教諭

信任投票数	氏名	所属校	職名
1,800	磯野 高宏	雀宮東小	教諭
1,800	佐藤 圭一	雀宮南小	教諭
1,800	所 泰之	陽東小	教諭
1,800	高杉 佳子	御幸が原小	教諭
1,800	及川 貴也	五代小	教諭
1,800	渡邊 裕也	陽光小	教諭
1,800	阿久津 敏克	瑞穂台小	教諭
1,800	大沢 明菜	晃宝小	教諭
1,800	降旗 杏子	新田小	教諭
1,800	黒田 恵	海道小	養護教諭
1,800	八木沢 恵美	西が岡小	教諭
1,800	石川 彩	上戸祭小	教諭
1,800	高橋 康二	上河内東小	教諭
1,800	平山 美穂子	上河内西小	養護教諭
1,800	阿久津 宏一	上河内中央小	教諭
1,800	墨野倉 宏美	岡本小	教諭
1,800	船津 豊人	白沢小	教諭
1,800	朝野 直美	田原小	教諭
1,800	黒田 昭宏	岡本西小	教諭
1,800	茅嶋 秀明	岡本北小	教諭
1,800	村田 麻弥	田原西小	教諭
1,800	阿部 優貴	一条中	教諭
1,800	相田 康太	陽北中	教諭
1,800	黒河内 由依	旭中	教諭
1,800	植田 佳祐	陽南中	教諭
1,800	鯨岡 詩織	陽西中	教諭
1,800	半田 綾香	星が丘中	教諭
1,800	野澤 美咲	陽東中	教諭
1,800	村井 理恵	泉が丘中	教諭
1,800	石川 直人	宮の原中	教諭
1,800	鳥居 友美	清原中	教諭
1,800	天海 賢一	横川中	教諭
1,800	安野 剛史	瑞穂野中	教諭
1,800	大橋 祐美	豊郷中	教諭
1,800	川俣 栄梨	国本中	教諭
1,800	鈴木 美穂	城山中	教諭
1,800	鈴木 義則	晃陽中	教諭
1,800	藤田 大輝	姿川中	教諭
1,800	若林 幹夫	雀宮中	教諭
1,800	成島 隆仁	鬼怒中	教諭
1,800	齋藤 裕輔	宝木中	教諭
1,800	松本 尚樹	若松原中	教諭
1,800	大塚 晋ノ介	上河内中	教諭
1,800	君島 信喜	古里中	教諭
1,800	入江 尚樹	田原中	教諭
1,800	石川 千彦	河内中	教諭

平成28年4月27日
投票の結果、上記のとおり信任されましたので報告いたします。

宇都宮市教職員協議会選挙管理委員長 渡部 恭平



平成28年4月5日

平成28年度 宇都宮市教職員協議会役員選挙公示

平成28年度の本会役員選挙を本会規約第20条・21条及び役員選挙規則のさだめるところにより下記によって行いますので、公示いたします。

宇都宮市教職員協議会選挙管理委員会

委員長 渡部 恭平

記



- | | | |
|-----------|----------------|----|
| 1. 選挙期日 | 平成28年4月15日 (金) | |
| 2. 役員及び人数 | 会長 | 1名 |
| | 副会長 | 4名 |
| | 事務局長 | 1名 |
| | 事務局次長 | 4名 |
| | 監事 | 3名 |

宇都宮市教職員協議会規約

第1章 総 則

第1条 この会は宇都宮市教職員協議会という。

第2条 この会の事務局を会長指定の学校内におく。

第3条 この会は、教職員が教育に専念し、教育効果を高めるため、教職員の勤務条件の改善をはかり、宇都宮市教育の振興に寄与することを目的とする。

第4条 この会は、目的達成のためにつぎの事業を行う。

- 1 教職員の勤務条件の改善に関すること
- 2 教職員の福利厚生に関すること
- 3 宇都宮市教育の振興に関すること
- 4 他の教育諸団体との連絡提携に関すること
- 5 その他目的達成に必要なこと

第2章 組 織

第5条 この会は、宇都宮市立小・中学校に勤務する教職員（地方公務員法第52条第3項ただし書きに規定する管理職員等を除く）をもって組織する。

第6条 この会は、必要に応じ部会を設けることができる。

第3章 機 関

第7条 この会に決議機関として総会、評議員会を、執行機関として理事会、常任理事会をおく。

第8条 総会は、最高決議機関で、毎年1回開き、会長がこれを招集する。

臨時総会は、評議員会の要求があったとき、または理事会で必要と認められたとき、会長がこれを招集する。

第9条 総会は、全会員で構成し、次のことを決める。

- 1 規約の改正に関すること
- 2 予算の決議、決算の承認に関すること
- 3 会の事業に関すること
- 4 会の解散に関すること
- 5 他の団体への加入および脱退に関すること
- 6 その他必要な事項

第10条 評議員会は、総会につぐ決議機関で、必要に応じ会長が招集する。

第11条 評議員会は、所属する学校の会員が平等に参加し、直接かつ秘密投票による多数決で選挙された評議員によって構成する。

評議員は、各学校ごとに1名とし、30名を越えるごとに1名を増すものとする。

第12条 評議員の任期は1年とし、再選を妨げない。

第13条 評議員は、次のことを決める。

- 1 総会より委任された事項
- 2 緊急事項
- 3 予算の更正
- 4 規則、細則

第14条 理事会は、監事を除くその他の役員をもって構成し、必要に応じ会長が招集する。

第15条 理事は学校単位に1名を選出する。理事の任期は1年とし、再選を妨げない。

第16条 理事会は次のことを執行する。
1 総会および評議員会の決議事項に関すること
2 総会および評議員会に提出する議案に関すること

第17条 常任理事会は、理事の互選による若干名の常任理事と監事を除くその他の役員をもって構成し、必要に応じ会長が招集する。

第18条 常任理事会は、次のことを執行する。
1 会務および緊急事項に関すること
2 理事会から委任された議案に関すること

第19条 各会議は構成員の過半数で成立し、議長はその都度会議の構成員の中から選出する。議決は多数決によるものとし、可否同数のときは議長が決める。

ただし、第9条第1号および第4号から第5号に規定する事案については、構成員の直接、無記名投票による全員の三分の二以上の多数決によって決める。

第4章 役員

第20条 この会に次の役員をおく。

会 長	1名
副 会 長	4名

事務局 長	1名
事務局 次長	4名
常 任 理 事	若干名
監 事	3名

第21条 前条の役員は（除く常任理事）、会員の直接秘密投票により、投票者の過半数の得票を得なければならない。

前項の選挙の手続きは、別に定める。

第22条 役員（除く監事）および監事の任期は1年とし、再選を妨げない。

第23条 役員の任務は次のとおりとする。
会長は会務を掌握し、会を代表する。
副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その代理をする。
事務局長は、会長の指示を受け、会の事務を処理する。

事務局長次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その代理をする。

常任理事は、会務を分掌する。

監事は、会計の監査を行う。

第5章 事務局

第24条 この会に事務局をおく。

事務局に次の帳簿をおく。

- 1 規 約
- 2 議事記録
- 3 財産目録
- 4 会 計 簿
- 5 会員名簿
- 6 役員名簿
- 7 事業記録
- 8 その他必要な帳簿

第6章 会 計

第25条 この会の経費は、会費その他の収入をもってこれにあてる。

会費の負担月額は総会で決める。

第26条 この会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第7章 加入・脱退・統制

第27条 この会に加入または脱退しようとする者は、文書で会長に届出ることによって効力を生ずる。

第28条 会員で本会の名誉を棄損し、または趣旨に違反する行為があった場合は、評議員会の議決によって除名することができる。

第8章 補 則

第29条 この会の運営に必要な規則、細則は別に定める。

付 記

昭和49年6月15日 一部改正

昭和50年6月7日 一部改正

平成19年5月27日 一部改正

慶 弔 規 定

第1条 会員に弔事があったときは、下記により弔意を表するものとする。

会員死亡の場合は香料5万円を贈る。

第2条 前規定以外で、特に考慮する場合は生じたときには、役員会において処理するものとする。

この規定は昭和50年6月7日より適用する。

付 記

昭和55年6月7日 一部改正

昭和63年6月4日 一部改正

平成5年5月22日 一部改正

平成19年5月27日 一部改正

宇都宮市教職員協議会役員選挙規則

第1条 この規則は、宇都宮市教職員協議会規約第21条の規定に基づき、本会役員選挙に必要な事項を定める。

第2条 役員選挙は、毎年総会前に行う。

第3条 役員選挙を行うときは、選挙管理委員会をおく。

第4条 選挙管理委員会は、別に定めるところによって選出された選挙管理委員によって構成する。ただし、役員立候補者は選挙管理委員になることはできない。

選挙管理委員の任期は1年とする。

第5条 選挙管理委員会に、委員の互選による委員長を1名おく。

第6条 選挙管理委員会は、次のことを行う。

- 1 選挙の公示
- 2 立候補の受付け、公示
- 3 投票および開票の立ち会い人、書記の任命
- 4 当選者の確認と発表
- 5 その他必要な事項

第7条 定時選挙の公示は、投票期日前10日までとし、会員に通知する。

第8条 選挙管理委員会は、その選挙当日以外の事務を事務局長に依頼することができる。

第9条 立候補する場合には、決められた立候補届けに所定の事項を記入し、投票期日7日前までに選挙管理委員会に届出なければならない。

第10条 役員に欠員が生じたときは、補欠選

挙を行う。ただし、残任期間二分の一以内の場合は行わない。

第11条 補欠選挙は、定時選挙と同じ手続きによって行う。

第12条 選挙は、会員の直接秘密の投票による。

第13条 選挙は、選挙管理委員会の定める投票用紙を用い、無記名によって行う。

第14条 投票所は各学校で、投票用紙を密封して、直ちに選挙管理委員会に送付する。

第15条 開票は、事務局において行い、投票者の過半数を得た者で、得票数の多い者より当選者とする。

ただし得票同数のときは、抽選によって決める。

第16条 立候補者が、定数を越えない場合には、信任投票を行う。この場合投票者の過半数の信任を得なければ当選者とならない。

第17条 この規則の定めるものの外、選挙に関し、必要な事項は、選挙管理委員会で定める。

第18条 規約第19条ただし書きに規定する投票については、本規則第6条第1号および第7条第8条、第12条から第14条までの規定を準用する。